

平成30年8月

お客様各位

飯能信用金庫

キャッシュカードの 現金出金限度額 ・ 振込限度額 の引下げについて

いつも飯能信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

お客様にはご既承のことと存じますが、「カード詐取被害」※1 「還付金詐欺被害」※2 が急増しております。

当金庫ではこのような被害を防止するための緊急対応として、以下のとおり**キャッシュカード機能の一部利用制限**を実施させていただきます。

お客様には大変ご不便をお掛けいたしますが、大切なご預金を悪質な犯罪からお守りするための対応となりますので、何卒、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

「カード詐取被害」緊急対応の内容	「還付金詐欺被害」緊急対応中の内容
<p>(1) 対象となるお客様 70歳以上のお客様で、かつ 過去3年の間にキャッシュカードによる 「ご出金」のご利用がないお客様</p> <p>(2) 一部利用制限 キャッシュカードによる1日あたり 現金出金限度額を <u>10万円</u> とさせていただきます。</p> <p>(3) 対応開始日 平成30年11月下旬</p>	<p>(1) 対象となるお客様 70歳以上のお客様で、かつ 過去3年の間にキャッシュカードによる 「お振込」のご利用がないお客様</p> <p>(2) 一部利用制限 キャッシュカードによる 振込限度額を <u>0円</u> とさせていただきます。</p> <p>(3) 対応開始日 平成29年4月</p>

『対象のお客様が現金出金限度額または振込限度額の変更を希望される場合』

平日の営業時間内（午前9時～午後3時）に当金庫窓口へ、キャッシュカード と 本人を確認できる書類（運転免許証等）をご持参のうえお申し出下さい。

※1 「カード詐取被害」

警察や金融機関を装った者が訪問し、「カードが不正利用されている」「口座が犯罪に利用されている」等言葉巧みにキャッシュカードを預かり暗証番号を聞き出して、ATMから現金を引出す被害。

※2 「還付金詐欺被害」

キャッシュカードによるお振り込みに不慣れなご年配のお客様をATMコーナーに誘導し、「税金の還付がある」とATMを操作させご預金を振り込ませる詐欺被害。